

作業環境測定法施行規則第五十四条第二号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件

○作業環境測定法施行規則第五十四条第二号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（昭和五十一年労働省告示第九号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後		改正前	
<p>一 (略)</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、次の表の上欄に掲げる登録を受けようとする作業場の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる機器等を有すること。</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、次の表の上欄に掲げる登録を受けようとする作業場の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる機器等を有すること。</p>		
作業場の種類	機器等	作業場の種類	機器等
<p>(略)</p> <p>作業環境測定法 施行規則別表第 三号の作業場</p>	<p>(略)</p> <p>イ、ニ (略)</p> <p>ホ 検知管方式によるガス若しくは蒸気の濃度の測定機器又はこれと同等以上の性能を有する測定機器</p>	<p>(略)</p> <p>作業環境測定法 施行規則別表第 三号の作業場</p>	<p>(略)</p> <p>イ、ハ (略)</p> <p>ニ 検知管方式によるガス又は蒸気の濃度の測定機器</p>